

本年5月22日より

日台AEO相互承認

が実施されます。

平成30年11月30日に署名された「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会間の取決め」（略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」）※について、財務省関税局（日本側）と財政部関務署（台湾側）において、当該取決めの実施のための準備を行い、**本年5月22日**より実施することとしましたのでお知らせ致します。

※詳細は以下をご参照ください。

<https://www.koryu.or.jp/news/pressrelease/?itemid=932&dispmid=4261>

ベネフィットの概要

審査・検査の簡略化

- ▶ 日本のAEO輸出入者の貨物が台湾で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、台湾のAEO輸出入者の貨物が日本で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

ベネフィットの利用方法

1. 台湾における利用方法

- ① 日本のAEO輸出入者の方は、「日台相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ② 皆様の「日台相互承認用コード」を台湾の取引相手にお知らせください。
- ③ 台湾の輸出入者がそのコードを台湾での輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物が台湾での輸出入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

2. 日本における利用方法

- ① 台湾のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、台湾のAEO輸出入者が保有する14桁のコードを相手方に確認してください。
- ② 14桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：台湾のAEO輸出入者が保有するコード（14桁）の体系】

“TWAE0”+9桁の事業者ID：（例）TWAE0123456789

台湾のAEO事業者が保有する14桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
規則	T	W	A	E	O	事業者ID(9桁)								

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	2	3				4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	T	W	A	E	O	事業者ID(9桁)								
例	T	W	A	E	O	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈	N ₉

A (1行目挿入)



桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	T	W	事業者ID(9桁)								
例	A	T	W	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈	N ₉



日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

- 函館税関 電話：0138-40-4254
- 東京税関 電話：03-3599-6343
- 横浜税関 電話：045-212-6125
- 名古屋税関 電話：052-654-4169
- 大阪税関 電話：06-6576-3391
- 神戸税関 電話：078-333-3071
- 門司税関 電話：050-3530-8312
- 長崎税関 電話：095-828-8801
- 沖縄地区税関 電話：098-862-9291

